

令和8年 No.55

○東京学芸大学教員選考規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

修士課程における主指導担当教員の選考手続の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和8年7月8日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学教員選考規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和8年7月9日

国立大学法人東京学芸大学長

佐々木 幸寿

令和8年規程第19号

東京学芸大学教員選考規程の一部を改正する規程

東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学教員選考規程の一部改正について

改正理由：修士課程における主指導担当教員の選考手続の見直しに伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (選考の基準) 第31条 大学院担当者の選考は，選考基準に基づき行わなければならない。 2 助教は，研究指導の補助及び授業担当者としての選考に限るものとする。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は令和8年7月9日から施行する。</u>	〔省略〕 (選考の基準) 第31条 大学院担当者の選考は，選考基準に基づき行わなければならない。 2 <u>講師及び助教は，原則として，</u>研究指導の補助及び授業担当者としての選考に限るものとする。 〔省略〕